○標準貨物自動車運送約款（平成三年運輸省告示第五百七十五号）

最終改正　令和六年　国土交通省告示第一百十号

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　運送契約の締結
　第一節　運送の引受（第三条）
　第二節　運送の申込みの取消し（第四条）
　第三節　荷造り（第五条）
　第四節　貨物の引渡し（第六条・第七条）
　第五節　貨物の受取り（第八条）
　第六節　運賃、料金等（第九条・第十条）
　第七節　事故（第十一条・第十二条）
　第八節　運送責任（第十三条・第十四条）
　第九節　運送賠償（第十五条・第十六条）
第三章　積込み又は取卸し等（第十七条・第十八条）

第一章　総則

（約款の趣旨）

第一条　当店は、一般貨物自動車運送事業を行います。

2　前項の事業に関する事項については、この約款の定めるところによります。

3　当店は、特別の運送契約を締結することがあります。

4　当店は、貨物自動車運送取扱事業を行います。

（運送の範囲）

第二条　当店の運送する一般貨物自動車運送事業に関する運送契約は、この約款の定めるところによります。

2　当店は、前項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で、特別の申込みに応じることがあります。

第二章　運送契約の締結

第一節　通則

（約款の日前の引渡し）

第三条　当店は、次の日前の引渡しを拒絶します。

一　運送引受日

二　当店の営業所の休日

三　運送引受日の翌日

（運送の申込み及び引受け）

第四条　運送の申込みをしようとする者（以下「申込者」という。）は、次の事項を記載した運送申込書を提出しなければなりません。

一　申込者の氏名又は名称及び住所並びに電話番号

二　貨物の品名及び個数並びに危険物その他取扱いに注意を要する貨物にあっては、その旨

三　貨物の重量又は容積

四　引渡場所及び引渡日時

五　運送先の郵便番号（国際郵便物にあっては、その名称）

六　運賃、料金等の支払方法

七　荷受人の氏名又は名称及び住所並びに電話番号

八　その他参考となる事項

2　当店は、前項の規定にかかわらず、申込者が同項の運送申込書を提出することができないやむを得ない事由があると認めるときは、口頭による申込みを受けることがあります。

3　当店は、前項の規定により口頭による申込みを受けたときは、申込者に対し、遅滞なく、第一項の運送申込書を提出するよう求めます。

（運送の申込みの拒絶）

第五条　当店は、次の各号のいずれかに該当するときは、運送の申込みを拒絶することがあります。

一　申込者が、この約款の規定により運送しないものであるとき。

二　申込者が、第三条第一項の規定による引渡日の変更を求めたとき。

三　申込者が、第十条第一項の規定による運賃、料金等の支払を拒んだとき。

四　当該運送に関し、申込者から不当の要求をされたとき。

五　当該運送が、法令の禁止又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。

六　天災その他やむを得ない事由があるとき。

（運賃の見積り等）

第六条　この約款に定める運賃、料金等（以下「運賃等」という。）の見積りについては、次に掲げるものをいいます。

一　貨物の種類、数量、容積、重量、荷姿、運送距離及び運送の難易等に応じて算定する運賃等

二　前号の貨物の種類、数量、容積、重量、荷姿、運送距離及び運送の難易等以外の運賃等の算定の基礎となる事項

2　当店は、前項の見積りを求めた申込者に対し、同項の規定により算定した運賃等を書面により提示します。

3　前項の規定にかかわらず、当店は、申込者が同項の規定により算定した運賃等を書面により提示することを求めない場合には、口頭により提示することがあります。

（運送の申込先）

第七条　運送の申込みは、当店の営業所において受けます。

2　当店は、前項の規定にかかわらず、当店の営業所以外の場所において運送の申込みを受けることがあります。

（運送の申込みの変更及び撤回）

第八条　申込者は、当店に対し、貨物の重量、容積、荷姿、運送距離又は運送の難易に関する事項の変更を求めることができます。

2　当店は、前項の規定により変更を求められた事項が運送の実施に著しく影響を及ぼすときは、申込者に対し、運送の申込みの撤回を求めることがあります。

3　申込者は、当店に対し、運送の申込みを撤回することができます。

（運送の申込みの拒絶）

第九条　当店は、申込者が次の各号のいずれかに該当するときは、運送の申込みを拒絶することがあります。

一　第四条第一項の規定による運送申込書を提出しないとき。

二　第四条第二項の規定による口頭による申込みをしないとき。

三　第五条第一項第一号から第四号までのいずれかに該当するとき。

四　第六条第二項の規定による運賃等の提示に応じないとき。

五　前条第二項の規定による求めに応じないとき。

（運送の引受け）

第十条　当店は、前条第一項の規定により運送の申込みを受けたときは、申込者に対し、遅滞なく、運送引受書を交付します。

2　当店は、前項の規定にかかわらず、申込者が同項の運送引受書の交付を求めた旨を申し出ないときは、運送引受書を交付しないことがあります。

3　当店は、運送引受書を交付したときは、申込者に対し、遅滞なく、運賃等の支払を求めます。

（運送引受書の記載事項）

第十一条　運送引受書には、次の事項を記載します。

一　運送引受日

二　引渡日

三　引渡場所

四　荷受人の氏名又は名称及び住所並びに電話番号

五　運賃、料金等の額

六　運賃等の支払方法

七　その他参考となる事項

2　当店は、前項の規定にかかわらず、運送引受書を交付しないことがあります。

（運送引受書の交付）

第十二条　当店は、運送引受書を交付するときは、申込者に対し、運送引受書と引換えに、運賃等の支払を求めます。

2　当店は、前項の規定にかかわらず、申込者が同項の運送引受書の交付を求めた旨を申し出ないときは、運賃等の支払と引換えに、運送引受書を交付しないことがあります。

（運送引受書の再交付）

第十三条　申込者は、運送引受書を紛失し、又は滅失したときは、当店に対し、運送引受書の再交付を求めることができます。

2　当店は、前項の規定により運送引受書を再交付したときは、申込者に対し、運賃等の支払を求めます。

（運送引受書の記載事項の変更）

第十四条　申込者は、当店に対し、運送引受書に記載された事項の変更を求めることができます。

2　当店は、前項の規定により変更を求められた事項が運送の実施に著しく影響を及ぼすときは、申込者に対し、運送の申込みの撤回を求めることがあります。

（運送引受書の返還）

第十五条　当店は、運送を引き受けないこととしたときは、申込者に対し、遅滞なく、運送引受書を返還します。

（運送引受書に関する特約）

第十六条　当店は、申込者との間で、運送引受書に関する特約をすることがあります。

第三章　積込み又は取卸し等

（積込み又は取卸し）

第十七条　当店は、貨物の積込み又は取卸しを行います。

2　当店は、前項の規定にかかわらず、申込者が同項の積込み又は取卸しを行うことを求めた場合には、申込者に積込み又は取卸しを行わせることがあります。

3　当店は、第一項の規定により積込み又は取卸しを行うときは、申込者に対し、遅滞なく、運賃等の支払を求めます。

（積込み又は取卸しの場所）

第十八条　当店は、積込み又は取卸しを行うときは、申込者が指定した場所において行います。

2　当店は、前項の規定にかかわらず、申込者が指定した場所が積込み又は取卸しを行うのに適当でないと認めるときは、申込者に対し、積込み又は取卸しを行う場所を変更するよう求めることがあります。

3　当店は、第一項の規定により積込み又は取卸しを行うときは、申込者に対し、遅滞なく、運賃等の支払を求めます。

（荷造り）

第十九条　当店は、貨物の荷造りを行いません。

2　前項の規定にかかわらず、当店の営業所において、当店の運送に適する荷造りを行うことがあります。

3　当店は、前項の荷造りを行ったときは、申込者に対し、遅滞なく、運賃等の支払を求めます。

（荷造りの義務）

第二十条　当店は、貨物の荷造りが運送に適しないと認めるときは、申込者に対し、その旨を通知します。

2　当店は、前項の荷造りが運送に適しないことにより生じた損害については、その責任を負いません。

（荷造りの費用）

第二十一条　当店は、荷造りに要した費用を申込者に請求することがあります。

（荷造りの方法）

第二十二条　当店は、荷造りの方法について、申込者に対し、必要な指示をすることがあります。

2　当店は、前項の規定により指示をしたときは、申込者に対し、遅滞なく、荷造りの方法を記載した書面を交付します。

（荷造りの方法の変更）

第二十三条　当店は、荷造りの方法が運送に適しないと認めるときは、申込者に対し、荷造りの方法の変更を求めることがあります。

2　当店は、前項の規定により荷造りの方法の変更を求めたときは、申込者に対し、遅滞なく、その旨を通知します。

（荷造りの方法の変更の費用）

第二十四条　当店は、前条第一項の規定により荷造りの方法の変更を求めたときは、申込者に対し、荷造りの方法の変更に要した費用を請求することがあります。

（荷造りの方法の変更の時期）

第二十五条　当店は、荷造りの方法の変更を求めたときは、申込者に対し、荷造りの方法の変更を行うべき時期を通知します。

（荷造りの方法の変更の拒絶）

第二十六条　当店は、申込者が荷造りの方法の変更を行わないときは、荷造りの方法の変更を拒絶することがあります。

（荷造りの方法の変更の費用）

第二十七条　当店は、荷造りの方法の変更を拒絶したときは、申込者に対し、荷造りの方法の変更に要した費用を請求することがあります。

（荷造りの方法の変更の時期）

第二十八条　当店は、荷造りの方法の変更を行うときは、申込者に対し、荷造りの方法の変更を行うべき時期を通知します。

（荷造りの方法の変更の拒絶）

第二十九条　当店は、荷造りの方法の変更を行うべき時期を通知したときは、荷造りの方法の変更を拒絶することがあります。

（荷造りの方法の変更の費用）

第三十条　当店は、荷造りの方法の変更を拒絶したときは、申込者に対し、荷造りの方法の変更に要した費用を請求することがあります。

（荷造りの方法の変更の時期）

第三十一条　当店は、荷造りの方法の変更を行うときは、申込者に対し、荷造りの方法の変更を行うべき時期を通知します。

（荷造りの方法の変更の拒絶）

第三十二条　当店は、荷造りの方法の変更を行うべき時期を通知したときは、荷造りの方法の変更を拒絶することがあります。

（荷造りの方法の変更の費用）

第三十三条　当店は、荷造りの方法の変更を拒絶したときは、申込者に対し、荷造りの方法の変更に要した費用を請求することがあります。

（荷造りの方法の変更の時期）

第三十四条　当店は、荷造りの方法の変更を行うときは、申込者に対し、荷造りの方法の変更を行うべき時期を通知します。

（荷造りの方法の変更の拒絶）

第三十五条　当店は、荷造りの方法の変更を行うべき時期を通知したときは、荷造りの方法の変更を拒絶することがあります。

（荷造りの方法の変更の費用）

第三十六条　当店は、荷造りの方法の変更を拒絶したときは、申込者に対し、荷造りの方法の変更に要した費用を請求することがあります。

（荷造りの方法の変更の時期）

第三十七条　当店は、荷造りの方法の変更を行うときは、申込者に対し、荷造りの方法の変更を行うべき時期を通知します。

（荷造りの方法の変更の拒絶）

第三十八条　当店は、荷造りの方法の変更を行うべき時期を通知したときは、荷造りの方法の変更を拒絶することがあります。

（荷造りの方法の変更の費用）

第三十九条　当店は、荷造りの方法の変更を拒絶したときは、申込者に対し、荷造りの方法の変更に要した費用を請求することがあります。

（荷造りの方法の変更の時期）

第四十条　当店は、荷造りの方法の変更を行うときは、申込者に対し、荷造りの方法の変更を行うべき時期を通知します。

（荷造りの方法の変更の拒絶）

第四十一条　当店は、荷造りの方法の変更を行うべき時期を通知したときは、荷造りの方法の変更を拒絶することがあります。

（荷造りの方法の変更の費用）

第四十二条　当店は、荷造りの方法の変更を拒絶したときは、申込者に対し、荷造りの方法の変更に要した費用を請求することがあります。

（荷造りの方法の変更の時期）

第四十三条　当店は、荷造りの方法の変更を行うときは、申込者に対し、荷造りの方法の変更を行うべき時期を通知します。

（荷造りの方法の変更の拒絶）

第四十四条　当店は、荷造りの方法の変更を行うべき時期を通知したときは、荷造りの方法の変更を拒絶することがあります。

（荷造りの方法の変更の費用）

第四十五条　当店は、荷造りの方法の変更を拒絶したときは、申込者に対し、荷造りの方法の変更に要した費用を請求することがあります。

（荷造りの方法の変更の時期）

第四十六条　当店は、荷造りの方法の変更を行うときは、申込者に対し、荷造りの方法の変更を行うべき時期を通知します。

（荷造りの方法の変更の拒絶）

第四十七条　当店は、荷造りの方法の変更を行うべき時期を通知したときは、荷造りの方法の変更を拒絶することがあります。

（荷造りの方法の変更の費用）

第四十八条　当店は、荷造りの方法の変更を拒絶したときは、申込者に対し、荷造りの方法の変更に要した費用を請求することがあります。

（荷造りの方法の変更の時期）

第四十九条　当店は、荷造りの方法の変更を行うときは、申込者に対し、荷造りの方法の変更を行うべき時期を通知します。

（荷造りの方法の変更の拒絶）

第五十条　当店は、荷造りの方法の変更を行うべき時期を通知したときは、荷造りの方法の変更を拒絶することがあります。

（荷造りの方法の変更の費用）

第五十一条　当店は、荷造りの方法の変更を拒絶したときは、申込者に対し、荷造りの方法の変更に要した費用を請求することがあります。

（荷造りの方法の変更の時期）

第五十二条　当店は、荷造りの方法の変更を行うときは、申込者に対し、荷造りの方法の変更を行うべき時期を通知します。

（荷造りの方法の変更の拒絶）

第五十三条　当店は、荷造りの方法の変更を行うべき時期を通知したときは、荷造りの方法の変更を拒絶することがあります。

（荷造りの方法の変更の費用）

第五十四条　当店は、荷造りの方法の変更を拒絶したときは、申込者に対し、荷造りの方法の変更に要した費用を請求することがあります。

（荷造りの方法の変更の時期）

第五十五条　当店は、荷造りの方法の変更を行うときは、申込者に対し、荷造りの方法の変更を行うべき時期を通知します。

（荷造りの方法の変更の拒絶）

第五十六条　当店は、荷造りの方法の変更を行うべき時期を通知したときは、荷造りの方法の変更を拒絶することがあります。

（荷造りの方法の変更の費用）

第五十七条　当店は、荷造りの方法の変更を拒絶したときは、申込者に対し、荷造りの方法の変更に要した費用を請求することがあります。

（荷造りの方法の変更の時期）

第五十八条　当店は、荷造りの方法の変更を行うときは、申込者に対し、荷造りの方法の変更を行うべき時期を通知します。

（荷造りの方法の変更の拒絶）

第五十九条　当店は、荷造りの方法の変更を行うべき時期を通知したときは、荷造りの方法の変更を拒絶することがあります。

（荷造りの方法の変更の費用）

第六十条　当店は、荷造りの方法の変更を拒絶したときは、申込者に対し、荷造りの方法の変更に要した費用を請求することがあります。

（荷造りの方法の変更の時期）

第六十一条　当店は、荷造りの方法の変更を行うときは、申込者に対し、荷造りの方法の変更を行うべき時期を通知します。

（荷造りの方法の変更の拒絶）

第六十二条　当店は、荷造りの方法の変更を行うべき時期を通知したときは、荷造りの方法の変更を拒絶することがあります。

（荷造りの方法の変更の費用）

第六十三条　当店は、荷造りの方法の変更を拒絶したときは、申込者に対し、荷造りの方法の変更に要した費用を請求することがあります。

（荷造りの方法の変更の時期）

第六十四条　当店は、荷造りの方法の変更を行うときは、申込者に対し、荷造りの方法の変更を行うべき時期を通知します。

（荷造りの方法の変更の拒絶）

第六十五条　当店は、荷造りの方法の変更を行うべき時期を通知したときは、荷造りの方法の変更を拒絶することがあります。

（荷造りの方法の変更の費用）

第六十六条　当店は、荷造りの方法の変更を拒絶したときは、申込者に対し、荷造りの方法の変更に要した費用を請求することがあります。

（荷造りの方法の変更の時期）

第六十七条　当店は、荷造りの方法の変更を行うときは、申込者に対し、荷造りの方法の変更を行うべき時期を通知します。

（荷造りの方法の変更の拒絶）

第六十八条　当店は、荷造りの方法の変更を行うべき時期を通知したときは、荷造りの方法の変更を拒絶することがあります。

（荷造りの方法の変更の費用）

第六十九条　当店は、荷造りの方法の変更を拒絶したときは、申込者に対し、荷造りの方法の変更に要した費用を請求することがあります。

（荷造りの方法の変更の時期）

第七十条　当店は、荷造りの方法の変更を行うときは、申込者に対し、荷造りの方法の変更を行うべき時期を通知します。

（荷造りの方法の変更の拒絶）

第七十一条　当店は、荷造りの方法の変更を行うべき時期を通知したときは、荷造りの方法の変更を拒絶することがあります。

（荷造りの方法の変更の費用）

第七十二条　当店は、荷造りの方法の変更を拒絶したときは、申込者に対し、荷造りの方法の変更に要した費用を請求することがあります。

（荷造りの方法の変更の時期）

第七十三条　当店は、荷造りの方法の変更を行うときは、申込者に対し、荷造りの方法の変更を行うべき時期を通知します。

（荷造りの方法の変更の拒絶）

第七十四条　当店は、荷造りの方法の変更を行うべき時期を通知したときは、荷造りの方法の変更を拒絶することがあります。

（荷造りの方法の変更の費用）

第七十五条　当店は、荷造りの方法の変更を拒絶したときは、申込者に対し、荷造りの方法の変更に要した費用を請求することがあります。

（荷造りの方法の変更の時期）

第七十六条　当店は、荷造りの方法の変更を行うときは、申込者に対し、荷造りの方法の変更を行うべき時期を通知します。

（荷造りの方法の変更の拒絶）

第七十七条　当店は、荷造りの方法の変更を行うべき時期を通知したときは、荷造りの方法の変更を拒絶することがあります。

（荷造りの方法の変更の費用）

第七十八条　当店は、荷造りの方法の変更を拒絶したときは、申込者に対し、荷造りの方法の変更に要した費用を請求することがあります。

（荷造りの方法の変更の時期）

第七十九条　当店は、荷造りの方法の変更を行うときは、申込者に対し、荷造りの方法の変更を行うべき時期を通知します。

（荷造りの方法の変更の拒絶）

第八十条　当店は、荷造りの方法の変更を行うべき時期を通知したときは、荷造りの方法の変更を拒絶することがあります。

（荷造りの方法の変更の費用）

第八十一条　当店は、荷造りの方法の変更を拒絶したときは、申込者に対し、荷造りの方法の変更に要した費用を請求することがあります。

（荷造りの方法の変更の時期）

第八十二条　当店は、荷造りの方法の変更を行うときは、申込者に対し、荷造りの方法の変更を行うべき時期を通知します。

（荷造りの方法の変更の拒絶）

第八十三条　当店は、荷造りの方法の変更を行うべき時期を通知したときは、荷造りの方法の変更を拒絶することがあります。

（荷造りの方法の変更の費用）

第八十四条　当店は、荷造りの方法の変更を拒絶したときは、申込者に対し、荷造りの方法の変更に要した費用を請求することがあります。

（荷造りの方法の変更の時期）

第八十五条　当店は、荷造りの方法の変更を行うときは、申込者に対し、荷造りの方法の変更を行うべき時期を通知します。

（荷造りの方法の変更の拒絶）

第八十六条　当店は、荷造りの方法の変更を行うべき時期を通知したときは、荷造りの方法の変更を拒絶することがあります。

（荷造りの方法の変更の費用）

第八十七条　当店は、荷造りの方法の変更を拒絶したときは、申込者に対し、荷造りの方法の変更に要した費用を請求することがあります。

（荷造りの方法の変更の時期）

第八十八条　当店は、荷造りの方法の変更を行うときは、申込者に対し、荷造りの方法の変更を行うべき時期を通知します。

（荷造りの方法の変更の拒絶）

第八十九条　当店は、荷造りの方法の変更を行うべき時期を通知したときは、荷造りの方法の変更を拒絶することがあります。

（荷造りの方法の変更の費用）

第九十条　当店は、荷造りの方法の変更を拒絶したときは、申込者に対し、荷造りの方法の変更に要した費用を請求することがあります。

（荷造りの方法の変更の時期）

第九十一条　当店は、荷造りの方法の変更を行うときは、申込者に対し、荷造りの方法の変更を行うべき時期を通知します。

（荷造りの方法の変更の拒絶）

第九十二条　当店は、荷造りの方法の変更を行うべき時期を通知したときは、荷造りの方法の変更を拒絶することがあります。

（荷造りの方法の変更の費用）

第九十三条　当店は、荷造りの方法の変更を拒絶したときは、申込者に対し、荷造りの方法の変更に要した費用を請求することがあります。

（荷造りの方法の変更の時期）

第九十四条　当店は、荷造りの方法の変更を行うときは、申込者に対し、荷造りの方法の変更を行うべき時期を通知します。

（荷造りの方法の変更の拒絶）

第九十五条　当店は、荷造りの方法の変更を行うべき時期を通知したときは、荷造りの方法の変更を拒絶することがあります。

（荷造りの方法の変更の費用）

第九十六条　当店は、荷造りの方法の変更を拒絶したときは、申込者に対し、荷造りの方法の変更に要した費用を請求することがあります。

（荷造りの方法の変更の時期）

第九十七条　当店は、荷造りの方法の変更を行うときは、申込者に対し、荷造りの方法の変更を行うべき時期を通知します。

（荷造りの方法の変更の拒絶）

第九十八条　当店は、荷造りの方法の変更を行うべき時期を通知したときは、荷造りの方法の変更を拒絶することがあります。

（荷造りの方法の変更の費用）

第九十九条　当店は、荷造りの方法の変更を拒絶したときは、申込者に対し、荷造りの方法の変更に要した費用を請求することがあります。

（荷造りの方法の変更の時期）

第百条　当店は、荷造りの方法の変更を行うときは、申込者に対し、荷造りの方法の変更を行うべき時期を通知します。

（荷造りの方法の変更の拒絶）

第百一条　当店は、荷造りの方法の変更を行うべき時期を通知したときは、荷造りの方法の変更を拒絶することがあります。

（荷造りの方法の変更の費用）

第百二条　当店は、荷造りの方法の変更を拒絶したときは、申込者に対し、荷造りの方法の変更に要した費用を請求することがあります。

（荷造りの方法の変更の時期）

第百三条　当店は、荷造りの方法の変更を行うときは、申込者に対し、荷造りの方法の変更を行うべき時期を通知します。

（荷造りの方法の変更の拒絶）

第百四条　当店は、荷造りの方法の変更を行うべき時期を通知したときは、荷造りの方法の変更を拒絶することがあります。

（荷造りの方法の変更の費用）

第百五条　当店は、荷造りの方法の変更を拒絶したときは、申込者に対し、荷造りの方法の変更に要した費用を請求することがあります。

（荷造りの方法の変更の時期）

第百六条　当店は、荷造りの方法の変更を行うときは、申込者に対し、荷造りの方法の変更を行うべき時期を通知します。

（荷造りの方法の変更の拒絶）

第百七条　当店は、荷造りの方法の変更を行うべき時期を通知したときは、荷造りの方法の変更を拒絶することがあります。

（荷造りの方法の変更の費用）

第百八条　当店は、荷造りの方法の変更を拒絶したときは、申込者に対し、荷造りの方法の変更に要した費用を請求することがあります。

（荷造りの方法の変更の時期）

第百九条　当店は、荷造りの方法の変更を行うときは、申込者に対し、荷造りの方法の変更を行うべき時期を通知します。

（荷造りの方法の変更の拒絶）

第百十条　当店は、荷造りの方法の変更を行うべき時期を通知したときは、荷造りの方法の変更を拒絶することがあります。

（荷造りの方法の変更の費用）

第百十一条　当店は、荷造りの方法の変更を拒絶したときは、申込者に対し、荷造りの方法の変更に要した費用を請求することがあります。

（荷造りの方法の変更の時期）

第百十二条　当店は、荷造りの方法の変更を行うときは、申込者に対し、荷造りの方法の変更を行うべき時期を通知します。

（荷造りの方法の変更の拒絶）

第百十三条　当店は、荷造りの方法の変更を行うべき時期を通知したときは、荷造りの方法の変更を拒絶することがあります。

（荷造りの方法の変更の費用）

第百十四条　当店は、荷造りの方法の変更を拒絶したときは、申込者に対し、荷造りの方法の変更に要した費用を請求することがあります。

（荷造りの方法の変更の時期）

第百十五条　当店は、荷造りの方法の変更を行うときは、申込者に対し、荷造りの方法の変更を行うべき時期を通知します。

（荷造りの方法の変更の拒絶）

第百十六条　当店は、荷造りの方法の変更を行うべき時期を通知したときは、荷造りの方法の変更を拒絶することがあります。

（荷造りの方法の変更の費用）

第百十七条　当店は、荷造りの方法の変更を拒絶したときは、申込者に対し、荷造りの方法の変更に要した費用を請求することがあります。

（荷造りの方法の変更の時期）

第百十八条　当店は、荷造りの方法の変更を行うときは、申込者に対し、荷造りの方法の変更を行うべき時期を通知します。

（荷造りの方法の変更の拒絶）

第百十九条　当店は、荷造りの方法の変更を行うべき時期を通知したときは、荷造りの方法の変更を拒絶することがあります。

（荷造りの方法の変更の費用）

第百二十条　当店は、荷造りの方法の変更を拒絶したときは、申込者に対し、荷造りの方法の変更に要した費用を請求することがあります。

（荷造りの方法の変更の時期）

第百二十一条　当店は、荷造りの方法の変更を行うときは、申込者に対し、荷造りの方法の変更を行うべき時期を通知します。

（荷造りの方法の変更の拒絶）

第百二十二条　当店は、荷造りの方法の変更を行うべき時期を通知したときは、荷造りの方法の変更を拒絶することがあります。

（荷造りの方法の変更の費用）

第百二十三条　当店は、荷造りの方法の変更を拒絶したときは、申込者に対し、荷造りの方法の変更に要した費用を請求することがあります。

（荷造りの方法の変更の時期）

第百二十四条　当店は、荷造りの方法の変更を行うときは、申込者に対し、荷造りの方法の変更を行うべき時期を通知します。

（荷造りの方法の変更の拒絶）

第百二十五条　当店は、荷造りの方法の変更を行うべき時期を通知したときは、荷造りの方法の変更を拒絶することがあります。

（荷造りの方法の変更の費用）

第百二十六条　当店は、荷造りの方法の変更を拒絶したときは、申込者に対し、荷造りの方法の変更に要した費用を請求することがあります。

（荷造りの方法の変更の時期）

第百二十七条　当店は、荷造りの方法の変更を行うときは、申込者に対し、荷造りの方法の変更を行うべき時期を通知します。

（荷造りの方法の変更の拒絶）

第百二十八条　当店は、荷造りの方法の変更を行うべき時期を通知したときは、荷造りの方法の変更を拒絶することがあります。

（荷造りの方法の変更の費用）

第百二十九条　当店は、荷造りの方法の変更を拒絶したときは、申込者に対し、荷造りの方法の変更に要した費用を請求することがあります。

（荷造りの方法の変更の時期）

第百三十条　当店は、荷造りの方法の変更を行うときは、申込者に対し、荷造りの方法の変更を行うべき時期を通知します。

（荷造りの方法の変更の拒絶）

第百三十一条　当店は、荷造りの方法の変更を行うべき時期を通知したときは、荷造りの方法の変更を拒絶することがあります。

（荷造りの方法の変更の費用）

第百三十二条　当店は、荷造りの方法の変更を拒絶したときは、申込者に対し、荷造りの方法の変更に要した費用を請求することがあります。

（荷造りの方法の変更の時期）

第百三十三条　当店は、荷造りの方法の変更を行うときは、申込者に対し、荷造りの方法の変更を行うべき時期を通知します。

（荷造りの方法の変更の拒絶）

第百三十四条　当店は、荷造りの方法の変更を行うべき時期を通知したときは、荷造りの方法の変更を拒絶することがあります。

（荷造りの方法の変更の費用）

第百三十五条　当店は、荷造りの方法の変更を拒絶したときは、申込者に対し、荷造りの方法の変更に要した費用を請求することがあります。

（荷造りの方法の変更の時期）

第百三十六条　当店は、荷造りの方法の変更を行うときは、申込者に対し、荷造りの方法の変更を行うべき時期を通知します。

（荷造りの方法の変更の拒絶）

第百三十七条　当店は、荷造りの方法の変更を行うべき時期を通知したときは、荷造りの方法の変更を拒絶することがあります。

（荷造りの方法の変更の費用）

第百三十八条　当店は、荷造りの方法の変更を拒絶したときは、申込者に対し、荷造りの方法の変更に要した費用を請求することがあります。

（荷造りの方法の変更の時期）

第百三十九条　当店は、荷造りの方法の変更を行うときは、申込者に対し、荷造りの方法の変更を行うべき時期を通知します。

（荷造りの方法の変更の拒絶）

第百四十条　当店は、荷造りの方法の変更を行うべき時期を通知したときは、荷造りの方法の変更を拒絶することがあります。

（荷造りの方法の変更の費用）

第百四十一条　当店は、荷造りの方法の変更を拒絶したときは、申込者に対し、荷造りの方法の変更に要した費用を請求することがあります。

（荷造りの方法の変更の時期）

第百四十二条　当店は、荷造りの方法の変更を行うときは、申込者に対し、荷造りの方法の変更を行うべき時期を通知します。

（荷造りの方法の変更の拒絶）

第百四十三条　当店は、荷造りの方法の変更を行うべき時期を通知したときは、荷造りの方法の変更を拒絶することがあります。

（荷造りの方法の変更の費用）

第百四十四条　当店は、荷造りの方法の変更を拒絶したときは、申込者に対し、荷造りの方法の変更に要した費用を請求することがあります。

（荷造りの方法の変更の時期）

第百四十五条　当店は、荷造りの方法の変更を行うときは、申込者に対し、荷造りの方法の変更を行うべき時期を通知します。

（荷造りの方法の変更の拒絶）

第百四十六条　当店は、荷造りの方法の変更を行うべき時期を通知したときは、荷造りの方法の変更を拒絶することがあります。

（荷造りの方法の変更の費用）

第百四十七条　当店は、荷造りの方法の変更を拒絶したときは、申込者に対し、荷造りの方法の変更に要した費用を請求することがあります。

（荷造りの方法の変更の時期）

第百四十八条　当店は、荷造りの方法の変更を行うときは、申込者に対し、荷造りの方法の変更を行うべき時期を通知します。

（荷造りの方法の変更の拒絶）

第百四十九条　当店は、荷造りの方法の変更を行うべき時期を通知したときは、荷造りの方法の変更を拒絶することがあります。

（荷造りの方法の変更の費用）

第百五十条　当店は、荷造りの方法の変更を拒絶したときは、申込者に対し、荷造りの方法の変更に要した費用を請求することがあります。

（荷造りの方法の変更の時期）

第百五十一条　当店は、荷造りの方法の変更を行うときは、申込者に対し、荷造りの方法の変更を行うべき時期を通知します。

（荷造りの方法の変更の拒絶）

第百五十二条　当店は、荷造りの方法の変更を行うべき時期を通知したときは、荷造りの方法の変更を拒絶することがあります。

（荷造りの方法の変更の費用）

第百五十三条　当店は、荷造りの方法の変更を拒絶したときは、申込者に対し、荷造りの方法の変更に要した費用を請求することがあります。

（荷造りの方法の変更の時期）

第百五十四条　当店は、荷造りの方法の変更を行うときは、申込者に対し、荷造りの方法の変更を行うべき時期を通知します。

（荷造りの方法の変更の拒絶）

第百五十五条　当店は、荷造りの方法の変更を行うべき時期を通知したときは、荷造りの方法の変更を拒絶することがあります。

（荷造りの方法の変更の費用）

第百五十六条　当店は、荷造りの方法の変更を拒絶したときは、申込者に対し、荷造りの方法の変更に要した費用を請求することがあります。

（荷造りの方法の変更の時期）

第百五十七条　当店は、荷造りの方法の変更を行うときは、申込者に対し、荷造りの方法の変更を行うべき時期を通知します。

（荷造りの方法の変更の拒絶）

第百五十八条　当店は、荷造りの方法の変更を行うべき時期を通知したときは、荷造りの方法の変更を拒絶することがあります。

（荷造りの方法の変更の費用）

第百五十九条　当店は、荷造りの方法の変更を拒絶したときは、申込者に対し、荷造りの方法の変更に要した費用を請求することがあります。

（荷造りの方法の変更の時期）

第百六十条　当店は、荷造りの方法の変更を行うときは、申込者に対し、荷造りの方法の変更を行うべき時期を通知します。

（荷造りの方法の変更の拒絶）

第百六十一条　当店は、荷造りの方法の変更を行うべき時期を通知したときは、荷造りの方法の変更を拒絶することがあります。

（荷造りの方法の変更の費用）

第百六十二条　当店は、荷造りの方法の変更を拒絶したときは、申込者に対し、荷造りの方法の変更に要した費用を請求することがあります。

（荷造りの方法の変更の時期）

第百六十三条　当店は、荷造りの方法の変更を行うときは、申込者に対し、荷造りの方法の変更を行うべき時期を通知します。

（荷造りの方法の変更の拒絶）

第百六十四条　当店は、荷造りの方法の変更を行うべき時期を通知したときは、荷造りの方法の変更を拒絶することがあります。

（荷造りの方法の変更の費用）

第百六十五条　当店は、荷造りの方法の変更を拒絶したときは、申込者に対し、荷造りの方法の変更に要した費用を請求することがあります。

（荷造りの方法の変更の時期）

第百六十六条　当店は、荷造りの方法の変更を行うときは、申込者に対し、荷造りの方法の変更を行うべき時期を通知します。

（荷造りの方法の変更の拒絶）

第百六十七条　当店は、荷造りの方法の変更を行うべき時期を通知したときは、荷造りの方法の変更を拒絶することがあります。

（荷造りの方法の変更の費用）

第百六十八条　当店は、荷造りの方法の変更を拒絶したときは、申込者に対し、荷造りの方法の変更に要した費用を請求することがあります。

（荷造りの方法の変更の時期）

第百六十九条　当店は、荷造りの方法の変更を行うときは、申込者に対し、荷造りの方法の変更を行うべき時期を通知します。

（荷造りの方法の変更の拒絶）

第百七十条　当店は、荷造りの方法の変更を行うべき時期を通知したときは、荷造りの方法の変更を拒絶することがあります。

（荷造りの方法の変更の費用）

第百七十一条　当店は、荷造りの方法の変更を拒絶したときは、申込者に対し、荷造りの方法の変更に要した費用を請求することがあります。

（荷造りの方法の変更の時期）

第百七十二条　当店は、荷造りの方法の変更を行うときは、申込者に対し、荷造りの方法の変更を行うべき時期を通知します。

（荷造りの方法の変更の拒絶）

第百七十三条　当店は、荷造りの方法の変更を行うべき時期を通知したときは、荷造りの方法の変更を拒絶することがあります。

（荷造りの方法の変更の費用）

第百七十四条　当店は、荷造りの方法の変更を拒絶したときは、申込者に対し、荷造りの方法の変更に要した費用を請求することがあります。

（荷造りの方法の変更の時期）

第百七十五条　当店は、荷造りの方法の変更を行うときは、申込者に対し、荷造りの方法の変更を行うべき時期を通知します。

（荷造りの方法の変更の拒絶）

第百七十六条　当店は、荷造りの方法の変更を行うべき時期を通知したときは、荷造りの方法の変更を拒絶することがあります。

（荷造りの方法の変更の費用）

第百七十七条　当店は、荷造りの方法の変更を拒絶したときは、申込者に対し、荷造りの方法の変更に要した費用を請求することがあります。

（荷造りの方法の変更の時期）

第百七十八条　当店は、荷造りの方法の変更を行うときは、申込者に対し、荷造りの方法の変更を行うべき時期を通知します。

（荷造りの方法の変更の拒絶）

第百七十九条　当店は、荷造りの方法の変更を行うべき時期を通知したときは、荷造りの方法の変更を拒絶することがあります。

（荷造りの方法の変更の費用）

第百八十条　当店は、荷造りの方法の変更を拒絶したときは、申込者に対し、荷造りの方法の変更に要した費用を請求することがあります。

（荷造りの方法の変更の時期）

第百八十一条　当店は、荷造りの方法の変更を行うときは、申込者に対し、荷造りの方法の変更を行うべき時期を通知します。

（荷造りの方法の変更の拒絶）

第百八十二条　当店は、荷造りの方法の変更を行うべき時期を通知したときは、荷造りの方法の変更を拒絶することがあります。

（荷造りの方法の変更の費用）

第百八十三条　当店は、荷造りの方法の変更を拒絶したときは、申込者に対し、荷造りの方法の変更に要した費用を請求することがあります。

（荷造りの方法の変更の時期）

第百八十四条　当店は、荷造りの方法の変更を行うときは、申込者に対し、荷造りの方法の変更を行うべき時期を通知します。

（荷造りの方法の変更の拒絶）

第百八十五条　当店は、荷造りの方法の変更を行うべき時期を通知したときは、荷造りの方法の変更を拒絶することがあります。

（荷造りの方法の変更の費用）

第百八十六条　当店は、荷造りの方法の変更を拒絶したときは、申込者に対し、荷造りの方法の変更に要した費用を請求することがあります。

（荷造りの方法の変更の時期）

第百八十七条　当店は、荷造りの方法の変更を行うときは、申込者に対し、荷造りの方法の変更を行うべき時期を通知します。

（荷造りの方法の変更の拒絶）

第百八十八条　当店は、荷造りの方法の変更を行うべき時期を通知したときは、荷造りの方法の変更を拒絶することがあります。

（荷造りの方法の変更の費用）

第百八十九条　当店は、荷造りの方法の変更を拒絶したときは、申込者に対し、荷造りの方法の変更に要した費用を請求することがあります。

（荷造りの方法の変更の時期）

第百九十条　当店は、荷造りの方法の変更を行うときは、申込者に対し、荷造りの方法の変更を行うべき時期を通知します。

（荷造りの方法の変更の拒絶）

第百九十一条　当店は、荷造